［削る］

［削る］
［削る］

［削る］

11　10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること（衛星基幹放送局等の場合は、無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含めて記載すること。人工衛星局及び宇宙局の場合は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。）。
13　12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
14　13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。
15　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
［(1)・(2)　略］
16　15の欄は、人工衛星の名称を「Ｎ－ＳＡＴ－110」のように記載すること。
17　16の欄は、次によること。
(1)　衛星基幹放送局等の場合
ア　電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第２から第４までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。
(ｱ)　占有周波数帯幅を３数字及び１文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の０並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
(ｲ)　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	１K00～999K
1.00MHz～999MHz	１M00～999M
1.00GHz～999GHz	１G00～999G

11　９の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
12　10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
13　11の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
14　12の欄は、当該無線局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
15　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

16　14の欄は、コード表により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

［新設］
［新設］

17　15の欄は、次の区分に従い、記載すること。
［(1)・(2)　同左］
18　16の欄は、人工衛星の名称を「ＢＳＡＴ－１ａ」のように記載すること。
［新設］